

免許番号 区第62号

漁場の位置 たつの市御津町成山新田及び新舞子地先

漁場の区域 次の点A、ア、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線並びに防波堤西側線によって囲まれた区域

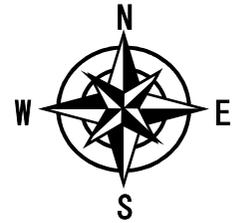
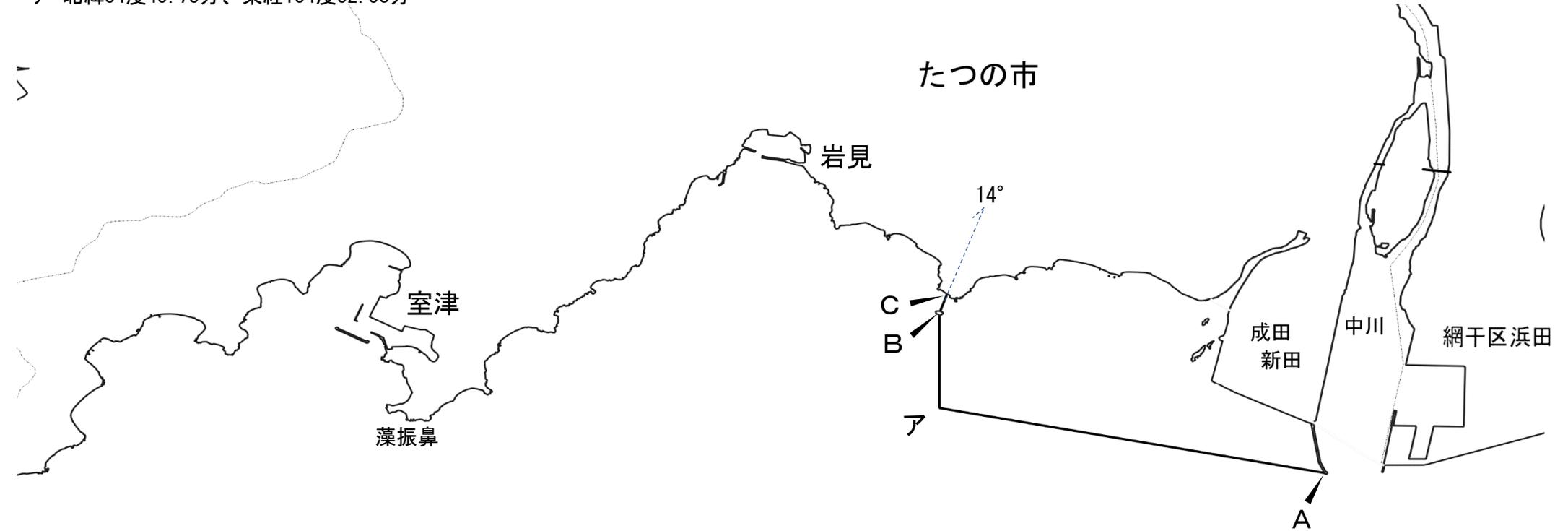
点の位置

A たつの市御津町成山新田地先姫路港中川西防波堤灯台中心点（北緯34度45.4分、東経134度34.0分）

B たつの市御津町地先四十四島

C Bから14度の線と最大高潮時海岸線との交点

ア 北緯34度45.73分、東経134度32.38分



- 地の唐荷島
- 中の唐荷島
- 沖の唐荷島



令和5年9月1日 免許
区第62号

1	表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日		
	漁 場	別紙漁場図のとおり						
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり養殖業		9月10日から5月10日まで				
	主な漁獲物							
	漁業の時期							
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区	
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	
1	たつの市御津町岩見1308番地5 岩見漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第62号		摘 要		